

改正農協法が成立公布

改正農協法が8月28日に成立し、9月4日に公布された。施行日は2016年4月1日。JAの事業利用目的に「農業所得の増大」を明記するほか、理事の過半数を原則、認定農業者や販売・経営のプロとするとしている。農協法上の中央会は廃止し、全中は一般社団法人、都道府県中央会は連合会に移行する。JAグループは10月のJA全国大会をはじめ、自己改革の具体化を急ぐ。職能組合化や准組合員の事業利用規制などの懸念を払拭し、組合員から「なくてはならない組織だ」と声があがるよう、営農・経済事業の強化をはじめとした自己改革を着実に実践する必要がある。

改正法では、JAの「非営利」規定を削除、「農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない」と規定した。これはJAが農業者の職能組合であるという側面を強調し、その責務を明確化するもの。

貯金量200億円以上の信用事業を行うJAには、施行から3年6カ月の準備期間を経た19年10月以降、現行のJA全中監査に代わって公認会計士監査を義務付け、JA全中が監査部門を独立させて設立する新しい監査法人と一般の公認会計士による監査法人との選択ができることとした。

中央会の規定は農協法上から全面削除。全中は「一般社団法人」、都道府県中央会は農協法上の「連合会」に移行する。名称については省令等で要件を定め、「中央会」の使用を今後も認めるとしている。全農・経済連は株式会社組織に変更できると規定。企業からの株

式買収による経営支配を防ぐための規定は無く、省令等で対策措置を盛り込むことが必要となる。争点となっていた准組合員の事業利用規制のあり方については、施行から5年間、利用実態調査を

行うとしている。JAはこの期間を十分に活用し、地域協同組合として地域から信頼され、支持されるJAとしての役割をアピールしていくことが重要になる。政府においても国会審議を通じ、関係者

の意向を十分踏まえた慎重な対応が課された。

理事構成は理事の過半を認定農業者や販売・経営のプロにするという規定する一方、地方の情勢等を踏まえた例外措置を省令等で定めるとしている。

衆参農林水産委員会では与野党から多くの懸念があり、衆院で15項目、参院で16項目に及ぶ付帯決議をそれぞれ採択。林芳正農相は8月28日の閣議後、会見で「農林水産委員会の付帯決議もしっかりと踏まえながら政省令などの策定をやっていく」と述べ、付帯決議を踏まえて改正法を運用していくことを示した。

改正農協法のポイント	
JAの事業運営原則	非営利規定を廃止し、「農業所得の増大に最大限の配慮」を義務付け
JAの理事構成	過半数を認定農業者や販売・経営のプロに
准組合員の利用規制	5年間実態を調査
JA中央会	施行後3年半までに全中は一般社団法人、都道府県中央会は連合会に移行
JAの監査	施行後3年半までに公認会計士監査に移行 ※JAの実質的負担が増えないよう政府が配慮
JA、連合会の組織変更	株式会社、一般社団法人、生協、社会医療法人への転換を可能に

省令で定める主な内容	
理事構成の例外措置	過半を認定農業者らにする単位JAの理事構成見直しで、どういう場合に例外を認めるのか、その具体的内容
新たな農協監査士	連合会に衣替えした都道府県中央会で、監査を行える人の資格。具体的には試験や選任方法、現行の農協監査士の位置づけなど
中央会の名称	一般社団法人になる全中と連合会になる都道府県中央会が、現行どおり中央会と名乗るための要件
株式の譲渡制限	株式会社への組織転換ができるようになる全農・経済連について、株式の譲渡制限など企業による経営支配を防ぐために必要な措置をどうするか